

お知らせ 国民健康保険一部負担金 減免について

災害や失業などの特別な事情で、世帯の生活が一時的に著しく困難となった場合、申請により一部負担金（医療費の自己負担分）の支払いの減免などの制度があります。詳しくは国民健康保険係までお問い合わせください。

町民課 893-1117

お知らせ 国民健康保険・後期高齢者 医療制度加入の皆さんへ

交通事故などに遭ったとき

▼早めに届出を
交通事故やけんかなど、本人以外の第三者（以降「第三者」）の行為によってケガをした場合や飲食店での食中毒や購入した食品などが原因の疾病の治療をする場合にも、保険証を使って治療していただくだけです。

そのときは、すみやかに医療機関の窓口へ申し出るとともに、国保・後期高齢者医療の係へも届出をすることが義務付けられています。

届出がない場合、医療機関からの診療報酬明細書の確認を行い、その結果、第三者による負傷・疾病の可能性がある場合には、世帯主の方には「負傷・疾病原因届」の提出を依頼しています。その際にはご協力をいただきますようお願いいたします。

▼国保・後期高齢者医療は一時立替払い
交通事故などでケガをし、

その原因が第三者にある場合、これらに伴う治療費は本来、第三者が支払わなければなりません。しかし、国保・後期高齢者医療では「被保険者の治療を受ける権利」を保障するということから、一時立替払いの形とし、後から第三者に請求することになります。ただし、第三者から治療費を受け取っている場合は、国保・後期高齢者医療の立替はできません。

▼示談をする前に
国保・後期高齢者医療の係に届出をする前に示談が成立してしまつと、国保・後期高齢者医療が第三者に請求できなくなり、被保険者へ不当利得返還請求をする場合があります。示談をする前に必ずご相談ください。

なお、届出に必要なものについては、国民健康保険係、後期高齢者医療係までご相談ください。

町民課 893-1117

お知らせ 児童扶養手当現況届・ 特別児童扶養手当所得 状況届の提出について

児童扶養手当を受給されている方は、現況届の提出が必要です。また、特別児童扶養手当を受給されている方は所得状況届の提出が必要です。

この届は、引き続き手当を受給する資格があるかどうかの審査を行うためのものです。提出が無い場合は8月以降の手当が差し止めとなります。現在受給資格のある方には、8月上旬までに文書を送付しますので、期間中に必ず提出してください。

▼受付期間及び時間
児童扶養手当
8月1日(木)～
8月30日(金)
特別児童扶養手当
8月13日(火)～
9月11日(水)
8時30分～17時15分

（ただし、土、日、祝日を除く。）

▼注意事項
・児童扶養手当と特別児童扶養手当を両方受給されている方は、8月13日(火)以降に提出してください。
・現在所得制限などにより支給停止となっている方も提出してください。
・所得の申告は必ず行ってください。

・確認事項がありますので、出張所や郵送では受け付けていません。

ひとり親のご家庭へ 大切なお知らせ 児童扶養手当が年6回 払いになります

「児童扶養手当法」の一部が改正され、11月分の児童扶養手当から、支払回数を年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に見直します。

児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の方に対し、臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

▼支給対象者
すべての条件を満たす方が対象です。

- ①11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
- ②基準日（10月31日）において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことのない方
- ③基準日（10月31日）において、事実婚をしていない方、又は事実婚の相手方の生死が明らかでない方

▼支給額
17,500円

▼受付期間及び時間
8月1日(木)～

※児童扶養手当現況届と同時に受け付けます。
8時30分～17時15分
（ただし、土、日、祝日を除く。）

▼受付・問い合わせ
町民課

893-1117

吾北総合支所住民福祉課
867-2300

本川総合支所住民福祉課
869-2112

児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の方に対し、臨時・特別の措置として、給付金を支給します。